



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（人事課）…………… 3
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 8
- 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 10
- 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 13

### 規 則

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 14
- 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 24
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 28
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 30
- 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（情報産業振興課）…………… 30

### 訓 令

- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 31

### 企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 32
- 沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程…………… 33

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程…………… 34
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 36

### 教育委員会事項

- 職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 36

### 人事委員会事項

- 配偶者同行休業に関する規則…………… 39
- 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… 39

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第42号）
  - 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 配偶者同行休業の承認について定めることとした。（第2条）
  - 3 配偶者同行休業の期間について定めることとした。（第3条）
  - 4 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について定めることとした。（第4条）
  - 5 配偶者同行休業の承認の申請について定めることとした。（第5条）
  - 6 配偶者同行休業の期間の延長について定めることとした。（第6条）
  - 7 配偶者同行休業の承認の取消事由について定めることとした。（第7条）
  - 8 配偶者同行休業をしている職員の届出について定めることとした。（第8条）
  - 9 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について定めることとした。（第9条）
  - 10 配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について定めることとした。（第10条）
  - 11 配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱いについて定めることとした。（第11条）

- 12 人事委員会規則への委任について定めることとした。(第12条)
- 13 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 14 条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正することとした。(附則第2項から第9項まで)

#### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 個人事業税及び不動産取得税について、知事が収納の事務を委託した者に納付することができるようにすることとした。(第15条関係)
- 2 マンション敷地売却組合について、収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとした。(第18条関係)
- 3 個人の道府県民税の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の道府県民税の所得割額から控除することとした。(第24条関係)
- 4 法人税割の税率について、100分の3.2とすることとした。(第41条関係)
- 5 非居住者及び外国法人に対する国税の課税原則が総合主義から帰属主義へと見直されたことに伴い、規定を整備することとした。(第42条及び第46条関係)
- 6 法人の県民税の税率の特例について、税率を100分の4とすることとした。(附則第6条関係)
- 7 法人の事業税の税率の特例について、税率を引き上げることとした。(附則第8条関係)
- 8 環境負荷の大きいキャンピング車(被けん引車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後に重課する特例措置の税率を概ね100分の15とすることとした。(附則第19条関係)
  - (1) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日に属する年度
  - (2) 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日に属する年度
- 9 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。(附則第1項)
  - (1) (2)、(3)、(4)及び(5)以外の改正規定 公布の日
  - (2) 第41条、附則第6条及び附則第8条の改正規定並びに附則第2項及び附則第6項の規定 平成26年10月1日
  - (3) 第18条第3項、第42条及び第46条の改正規定並びに附則第3項及び附則第5項の規定 平成28年4月1日
  - (4) 第18条第5項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)附則第1条第16号に掲げる規定の施行の日
  - (5) 第24条の改正規定及び附則第4項の規定 平成30年1月1日
- 10 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第7項まで)

#### ○ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 沖縄振興特別措置法(以下「沖振法」という。)の一部改正等に伴い、条例で使用する用語の意義について規定を整備することとした。(第2条関係)
- 2 沖振法に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定等に係る規定が廃止され、新たに知事は情報通信産業振興計画を定めることができることとされたことに伴い規定を整備するとともに、機械及び装置並びに器具及び備品の固定資産税の課税免除に係る取得価額の要件を緩和することとした。(第4条関係)
- 3 沖振法に基づく産業高度化・事業革新促進地域における機械及び装置並びに器具及び備品の事業税及び固定資産税の課税免除に係る取得価額の要件を緩和することとした。(第5条関係)
- 4 沖振法に基づく国際物流拠点産業集積地域の指定等に係る規定が廃止され、新たに知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めることができることとされたことに伴い規定を整備するとともに、機械及び装置の固定資産税の課税免除に係る取得価額の要件を緩和することとした。(第6条関係)
- 5 沖振法に基づく金融業務特別地区に係る規定が廃止され、新たに内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき経済金融活性化特別地区として一を限り指定することとされたことに伴い規定を整備するとともに、機械及び装置並びに器具及び備品の課税免除に係る固定資産税の取得価額の要件を緩和することとした。(第7条関係)
- 6 国の同意を得た基本計画に定められた集積区域内における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例措置について、適用期間を延長することとした。(第11条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用することとした。(附則第1項)

8 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から附則第4項まで)

○ 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 給与の減額を行う場合における勤務1時間当たりの給与額の算定方法を、管理者が定めることとした。(第18条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第42号

### 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

**第2条** 任命権者は、職員が申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

**第3条** 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

**第4条** 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

(1) 外国での勤務

- (2) 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

**第5条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

**第6条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

**第7条** 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第14条第1項又は第2項に規定する休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

**第8条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任

命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合  
(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

**第9条** 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

**第10条** 配偶者同行休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）を除く。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項

の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

**第11条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての沖縄県職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部改正)

2 沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(8) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(沖縄県職員定数条例の一部改正)

3 沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(9) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(沖縄県学校職員定数条例の一部改正)

4 沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第1項に次の1号を加える。

(10) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をしている職員  
（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

5 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた現業職員の給与）

**第19条の3** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）

第2条の規定による承認を受けた現業職員には、同条の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第20条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

**第20条の4** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）

第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

7 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は法」に改める。

第10条第1号中「法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は法」に改める。

第26条第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改める。

（沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

8 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）の

一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

9 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

**第26条の3** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）

第2条の規定による承認を受けた職員には、同条の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第43号

## 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「自動車税」を「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税」に改める。

第18条第3項中「第24条第3項」を「第23条第1項第3号ロ」に、「その事業が行われる場所で施行令第7条の3の5に定めるもの」を「恒久的施設（法第24条第3項に規定する恒久的施設をいう。）」に改め、同条第5項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第24条中「相当する税（）」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第



161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第41条第1項中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第42条第4項中「除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

第46条第6項中「その事業が行われる場所で施行令第10条の2で定めるもの」を「恒久的施設（法第72条第5号に規定する恒久的施設をいう。）」に改める。

附則第6条の見出し中「住民税」を「県民税」に改め、同条第1項中「100分の5.8」を「100分の4」に改め、同条第2項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改める。

附則第8条中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改める。

附則第19条第1項の表第140条第1項第5号イ(ア)の項中「25,900円」を「27,100円」に、「30,300円」を「31,700円」に、「34,700円」を「36,300円」に、「39,600円」を「41,400円」に、「44,800円」を「46,900円」に、「51,000円」を「53,300円」に、「58,500円」を「61,100円」に、「67,300円」を「70,300円」に、「77,400円」を「80,900円」に、「97,600円」を「102,100円」に改め、同条第4項の表第140条第3項の項中「第140条第1項第3号ア(ア)項」を「第140条第1項第3号ア(ア)の項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第41条、附則第6条及び附則第8条の改正規定並びに次項及び附則第6項の規定

平成26年10月1日

(2) 第18条第3項、第42条及び第46条の改正規定並びに附則第3項及び附則第5項の規定

平成28年4月1日

(3) 第18条第5項の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4

号) 附則第 1 条第16号に掲げる規定の施行の日

(4) 第24条の改正規定及び附則第 4 項の規定 平成30年 1 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第41条及び附則第 6 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条第 3 項及び第42条の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第24条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 新条例第46条の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第 8 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例附則第19条の規定は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

---

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第44号

## 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条第1項」を「第28条第2項」に、「指定された」を「定められた同項第2号の」に改め、同条第4号中「第42条第1項」を「第41条第2項」に、「指定された」を「定められた同項第2号の」に改め、同条第5号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第4条中「情報通信産業振興地域の指定の日」を「沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日」に、「指定日」を「提出日」に改め、「情報通信産業振興地域対象設備」という。）の次に「又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの」を加え、同条第2号中「指定日」を「提出日」に改め、同条第3号中「情報通信産業振興地域対象設備」を「次に掲げるいずれかの設備」に、「指定日」を「提出日」に改め、同号に次のように加える。

ア 情報通信産業振興地域対象設備

イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

第5条中「産業高度化・事業革新促進事業の用に供する」の次に「設備のうち、」を加え、「又は第45条第1項」を「若しくは第45条第1項」に、「設備であって、」を「設備であって」に、「1,000万円（機械及び装置並びに器具及び備品については、500万円）を超えるもの（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。）」を「1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円（固定資産税については、100万円）を超えるもの」に改め、同条第1号中「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」を「次に掲げるいずれかの設備（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるもの

第5条第3号中「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」を「次に掲げるいずれかの設備」に改め、同号に次のように加える。

ア 第1号アに掲げるもの

イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

第6条中「国際物流拠点産業集積地域の指定の日」を「沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日」に、「指定日」を「提出日」に改め、「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」という。)の次に「又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの」を加え、同条第2号中「指定日」を「提出日」に改め、同条第3号中「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」を「次に掲げるいずれかの設備」に、「指定日」を「提出日」に改め、同号に次のように加える。

ア 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備

イ 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

第7条の見出し中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同条中「金融業務特別地区の」を「経済金融活性化特別地区の」に、「第3条第14号に規定する金融業務」を「第55条の2第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業」に、「金融業務特別地区対象設備」という。)を「経済金融活性化特別地区対象設備」という。)又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの」に改め、同条第1号及び第2号中「金融業務特別地区対象設備」を「経済金融活性化特別地区対象設備」に改め、同条第3号中「金融業務特別地区対象設備」を「次に掲げるいずれかの設備」に改め、同号に次のように加える。

ア 経済金融活性化特別地区対象設備

イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

第11条中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## (経過措置)

- 2 平成26年3月31日以前に、改正前の第4条から第7条までの規定により事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域とみなされる地域における新条例第4条の規定の適用については、同条の規定中「沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日の前日までの間に」と、「提出日」とあるのは「施行日」とする。
- 4 改正法附則第3条第3項の規定により新法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域における新条例第6条の規定の適用については、同条の規定中「沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの期間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日の前日までの期間に」と、「提出日」とあるのは「施行日」とする。

---

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第45号

**沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第2項中「勤務1時間当たりの給与額」を「管理者が定める勤務1時間当たりの給与額」に改め、同条第3項中「給料月額並びに地域手当（給料月額及び管理職手当に対するものに限る。）及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「管理者が定める勤務1時間当たりの給与額」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第39号

#### 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「10年」を「19年」に改める。

第2条の4第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務に従事することを要しない期間」の次に「又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）若しくは地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

第7条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 受給資格者は、受給資格者証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届（第5号様式の2）に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届（第5号様式の2）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて、変更後最初に失業の証明を受ける日に元の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
- 5 元の任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、台帳及び受給資格者証に必要な改定をし、当該受給資格者証を当該受給資格者に返付しなければならない。

第18条中「第7条第2項」の次に「、第4項及び第5項」を加え、「及び第16条」を「並びに第16条」に改める。

第18条の2第2項中「請求書」を「高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書（第13号様式の2）」に改める。

第19条第2項中「請求書」を「特例一時金に相当する退職手当請求書（第13号様式の3）」に改める。

第20条第1項中「第13号様式の2」を「第13号様式の4」に改め、「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（）」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「第13号様式の3」に、同項第2号を「第13号様式の5」に、就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（第13号様式の6）に、雇用保険法第56条の3第1項第2号に改める。

第2号様式の2中「第2条の2」を「第2条の3」に改める。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

**第5号様式の2 (第7条関係)**

受給資格者		氏名	変更届	
		住所		
受給資格者証番号				
新氏名				
1 氏名	フリガナ			
	新			
	旧			
2 住所	新			
	旧			
3 生年月日		年 月 日	4 変更年月日	
		年 月 日	年 月 日	
沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第7条第4項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者氏名 元の任命権者 殿 印				
備 考				※口座名義変更確認欄
			班 長	班

- 注 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

第6号様式中

課 長		係 長		係	
--------	--	--------	--	---	--

を

		班 長		班	
--	--	--------	--	---	--

に改

める。

第8号様式を次のように改める。

**第8号様式 (第11条関係)**

失業者の退職手当請求書

前 回 ま で の 受 給 日 数	回数	期 間	日 数	金 額	回数	期 間	日 数	金 額
	第1回		日	円	第7回		日	円
	第2回		日	円	第8回		日	円
	第3回		日	円	第9回		日	円
	第4回		日	円	第10回		日	円
	第5回		日	円	第11回		日	円
	第6回		日	円	計		日	円

今回の請求日数 自 年 月 日 間 日分 円  
至 年 月 日

退職年月日 年 月 日 求職申込年月日 年 月 日

待期日数 日 給付日数 日 失業者の退職  
手当日額 円

上記のとおり失業者の退職手当の支給を請求します。

年 月 日

住所

氏名

印 (満 歳)

元の任命権者 殿

上記の者が下記の期間失業していたことを証明します。

年 月 日

元の任命権者の職及び氏名

印

1 求職の申込みをした日から 日間 (待期日数)

2 自 年 月 日

間

日分 (請求日数)

至 年 月 日

注 1 請求の都度新しい支給願を提出すること。

2 第2回目以後の支給願には、待期日数の間の失業証明は不要であること。

3 必ず裏面も記入すること。

(裏面)

(該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載して下さい。)

① 失業の認定を	ア	した		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7
----------	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---



受けようとする期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。  (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右に記入してください。)	イ しない													
	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				29	30	31					
② 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分							
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分							
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分							
③ 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ( )												
	イ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載して下さい。)												
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど) (ウ) 就職したため又はその予定があるため (エ) 自営業を開始したため又はその予定があるため (オ) その他 ( )												
	イ 応じられない													
注意事項 1 記載しなければならぬ事柄を記載しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。 2 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。 3 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうものである。なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。														

第9号様式中

(1)種 類	1 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条第2項の公共職業訓練施設を行う職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱離職者臨時措置法（昭和34年法律第199号）第23条第1項第3号の講習	4 身体障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第6条の適応訓練	5 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和46年法律第68号）第15条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	6 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第44条第1項第4号の講習
	を					

(1)種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づく職業訓練
	に、				

「（任命権者）」を「元の任命権者」に、

係 長	係

を

班 長	班

に、「居所を管轄する公共職業安定所の長」を「元の任命権者」に改める。

第10号様式中「任命権者」を「元の任命権者」に、

係 長		係	

を

「

班 長		班	

に、「25回分」を「21回分」に改める。」

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第13条関係）

公共職業訓練等受講証明書

（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

受給資格者証番号				未支給区分（1 未支給、空欄 未支給以外）					
待期満了年月日	年	月	日						
支給期間	初日	年	月	日	末日	年	月	日	
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数	

内職 (労働日数、収入額)		円 就業手当支給日数	早期就業支援金支給日数					
1 受講者氏名	2 証明対象期間		年 月 日					
3 訓練受講職種								
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。		1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) =印		8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち		15	16	17	18	19	20	21
ア 疾病又は負傷による場合 ○印		22	23	24	25	26	27	28
イ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印		29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印								
5 特記事項								
上記の記載事実には誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した イ しない							
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	ア 得た イ 得ない							
8 寄宿の有無	有 ( ) ・無							
上記のとおり申告します。 年 月 日 受講者氏名 印 受給資格者証番号 ( ) 元の任命権者 殿								
※連絡事項								
備考								
							班長	班

(裏)

注 意 事 項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてアを

○で囲んだ者は、その内容を記載した届書により申告すること。

- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

第12号様式中

支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間		年	月	日から			日間
			年	月	日から			日間
⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年	月	日から			日間	

を

支給申請期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間		年	月	日から			日間
			年	月	日から			日間
⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年	月	日から			日間	
⑫ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
		収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
		収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

に、

「

係		係	
長			

」を「

班		班	
長			

」に、

「5 ※印欄には、記載しないこと。」を

「5 ⑫欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とは出来ない程度のもをいうものであること。

6 ⑫欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

7 ※印欄には、記載しないこと。」

改める。

第13号様式の3中「

係		係	
長			

」を「

班		班	
長			

」に改め、同様式を第

13号様式の5とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**第13号様式の6（第20条関係）**

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

①氏名		②受給資格者証番号		
③住所				
④就職先の事業所	名称			
	所在地	(電話 )		
⑤一週間の所定労働時間	時間 分	⑥求人申込み等に明示した賃金額（月額）	万 千円	
⑦雇用期間中の賃金支払状況				
ア 賃金支払対象期間	イ アの基礎日数	ウ 賃金額		エ 備考
		A	B 計	
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
⑧上記の記載事項に誤りがないことを証明する。				
年 月 日				

事業主の証明

	事業主氏名 (法人のときは、名称及び代表者氏名)	印							
⑨沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第20条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。									
年 月 日									
申請者氏名		印							
元の任命権者 殿									
						班 長		班	

(裏面)  
注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至つた日の翌日から起算して2か月以内に、元の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては①欄から③欄まで及び⑨欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては④欄から⑧欄までをそれぞれ記載すること。ただし、①欄から③欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
  - (1) 申請者の記載事項
    - ⑨欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - (2) 事業主の記載事項
    - ア ⑤欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6か月に至つた時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
    - イ ⑥欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
    - ウ ⑦欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
    - エ ⑧欄において、④欄から⑦欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

第13号様式の2中 「

係		係	
長			

」 を 「

班		班	
長			

」 に改め、同様式を

第13号様式の4とする。

第13号様式の次に次の2様式を加える。

**第13号様式の2 (第18条の2関係)**

高年齢求職者給付金に相当する退職手当請求書

退職年月日	年 月 日	求職申込年月日	年 月 日
		退職時に支給した退職手	

失業認定年月日	年 月 日	当額 (A)	円
高年齢求職者給付金の額 に相当する額 (B)	円	請求額 (B) - (A)	円
生年月日	年 月 日		
<p>沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第18条の2第2項の規定により上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">元の任命権者 殿</p>			

第13号様式の3 (第19条関係)

特例一時金に相当する退職手当請求書

退職年月日	年 月 日	求職申込年月日	年 月 日
失業認定年月日	年 月 日	退職時に支給した退職手当額 (A)	円
特例一時金の額に 相当する額 (B)	円	請求額 (B) - (A)	円
生年月日	年 月 日		
管轄公共 職業安定所	所在地		
	名称		
<p>沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第19条第2項の規定により上記のとおり特例一時金に相当する退職手当の支給を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">元の任命権者 殿</p>			

「係 | | | |

「班 | | | |

第14号様式中  

長		係	
---	--	---	--

を  

長		班	
---	--	---	--

に改める。

第15号様式中

「

所		次		課		係		係	
長		長		長		長		長	

」を  
「

						班		班	
						長		長	

」に改める。

第16号様式中

「

所		次		課		係		係	
長		長		長		長		長	

」を  
「

						班		班	
						長		長	

」に、「広域求職活動を指示した公

共職業安定所の長」を「元の任命権者」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第2号様式の2、第6号様式、第8号様式から第12号様式まで、第13号様式の4、第13号様式の5及び第14号様式から第16号様式までは、当分の間、これらに必要な事項を記入し、使用することができる。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第40号**

**沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況 職員の休業に関する状況報告書（第4号様式）

第3条第1号中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2号中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同条第3号中「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同条第4号中「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

第1号様式4を次のように改める。

**4 職員の状況**

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

区分	職員数	対前年増減数	
----	-----	--------	--



部 門		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度分の主な増減理由
一般行政部門								
	小 計							(参考：人口10万人当たりの職員数 人)
特別行政部門								
	小 計							
普通会計計								(参考：人口10万人当たりの職員数 人)
公会計部門 公営企業等								
	小 計							
合 計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	(参考：人口10万人当たりの職員数 人)

- 備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。
- 2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。
- 3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
  - (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
  - (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
  - (4) ( ) 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 ( 年4月1日現在)

区 分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3) 職員数の推移

年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	過去5年間の増員数(率)

- 備考 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
- 2 組織再編等のあった部門にあつては、再編等の前の年については再編前の部門における合計職員数

第2号様式1(2)中

1人当たり 給与費 $B \div A$	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費	(参考) 1人当 たり給与費 $B \div A$	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
千円	千円	千円	千円

を

に改め、同様式1(2)備考に次のように加える。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

第2号様式1(3)を次のように改める。

(3) 特記事項

ア 給与減額の状況

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	
(手当)	

イ その他

第2号様式1(4)備考1中「国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標である。」を「全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するために、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数」に改め、同様式1(5)イ中「イ 特別給」を「イ 特別給（期末・勤勉手当）」に改め、同様式2を削り、同様式3(1)中「国ベース」を「国比較ベース」に改め、同様式3(3)を次のように改める。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（ 年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
技 能 労 務 職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	円	円	円	円
	小学卒	円	円	円	円
小・中学校教育職	大学卒	円	円	円	円
	小学卒	円	円	円	円
警 察 職	大学卒	円	円	円	円
	小学卒	円	円	円	円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに  
 県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数を言う。

第2号様式中3を2とし、同様式4(1)を次のように改める。

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 ( 年4月1日現在)

ア 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給料月額	最高号級の 給料月額
級		人	%	円	円

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

イ 級別職員の構成比

備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制か  
 ら9級制に変更されている。

第2号様式中4を3とし、同様式5(4)中

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

を

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給単価

に

改め、同様式中5を4とし、6を5とし、同様式7(1)ア(7)備考に次のように加える。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

第2号様式7(1)ウ(エ)中

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

を

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (年度決算)	左記職員に対する支給単価

に

改め、同様式中7を6とする。

第11号様式を第12号様式とし、第10号様式を第11号様式とし、第9号様式を第10号様式とし、第8号様式

を第9号様式とし、第7号様式を第8号様式とし、第6号様式を第7号様式とし、第5号様式を第6号様式とし、第4号様式を第5号様式とし、第3号様式の次に次の1様式を加える。

**第4号様式** (第2条関係)

職員の休業に関する状況報告書

1 育児休業等の取得者数

(単位：人)

区 分	年度取得者数								
	育児休業			部分休業			育児短時間勤務		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計

2 自己啓発等休業

(1) 取得者数

(単位：人)

区 分	年度取得者数		
	男性	女性	合計

(2) 取得状況

(単位：人)

区 分	教育施設									奉仕活動		
	大学			大学院			その他					
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

3 その他の休業

(単位：人)

区 分	年度取得者数								
	大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県規則第41号**

**沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条の2中「自動車税に係る徴収金」を「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金」に改め、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、

同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 条例第57条の5に規定する個人の事業税の納期限

(2) 条例第66条に規定する不動産取得税の納期限

第20条の2中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

別表21の項中「第15条の2第3項」を「第15条の2第2項」に改め、同表23の項中「第15条の4第3項（法第15条の5第3項）」を「第15条の3第3項（法第15条の6第2項）」に改め、同表38の項を次のように改める。

38 第11条の証明書	自動車税納税証明書	第58号様式
	自動車税納税証明書	第58号様式の2
	鉦区税納税証明書	第59号様式

別表53の項中「第63条第3項第18条及び第20条第1項」を「第63条第3項又は第18条若しくは第20条第1項」に改め、同表102の項中「第90条第4項」を「第87条第4項」に改める。

第55号様式を次のように改める。

**第55号様式**（用紙 日本工業規格A4横長型）

発行番号	第 号	納 税 証 明 書			
納税者 又は 特別徴収義務者		住 所 氏 名			
使 用 目 的	事 項				
	年 度 又は 事 業 年 度				
	税 目				
提 出 先	納付（入）すべき額	円	円	円	円
	納付（入）した額	円	円	円	円
	未 納 額	円	円	円	円
	法定納期限等	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	備 考	※ 法人事業税及び地方法人特別税は、「法人事業税等」と表記しています。			
年 月 日					長

第56号様式及び第57号様式を次のように改める。

**第56号様式及び第57号様式 削除**

第61号様式中

「  
 上記の搜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。  
 年 月 日 ( ) ㊞  
 」

を

「  
 上記の搜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。  
 年 月 日 ( ) ㊞  
 」

年 月 日 ( )

㊟

に、「交付を求める」を「納付を求める」に改める。

第61号様式の2から第61号様式の7まで及び第61号様式の13中「交付を求める」を「納付を求める」に改める。

第74号様式中「第72条の49第11項」を「第72条の42」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第42号

##### 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第5条第1項中「金融業務特別地区対象設備」を「経済金融活性化特別地区対象設備」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、新規則第5条に規定する課税免除の申請書若しくは不均一課税の申請書又は新規則第9条に規定する不動産取得税還付申請書の提出期限が到来したこととなる場合（県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第44号）による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例第4条、第5条第3号イ、第6条、第7条及び第11条の適用を受ける設備及び施設（以下次項において「対象設備等」という。）に係るものに限る。）における当該課税免除申請書若しくは不均一課税申請書又は不動産取得税還付申請書の提出期限は、新規則第5条又は第9条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過する日とする。

3 施行日から起算して30日を経過する日までの間に、新規則第5条に規定する課税免除の申請書若しくは不均一課税の申請書又は新規則第9条に規定する不動産取得税還付申請書の提出期限が到来することとなる場合（対象設備等に係るものに限る。）における当該課税免除申請書若しくは不均一課税申請書又は不動産取得税還付申請書の提出期限は、新規則第5条又は第9条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過する日とする。

4 この規則の施行の際現に改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第43号

##### 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第28号）の施行期日は、平成26年 8月 1日とする。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第101号

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の11の次に次の2条を加える。

（配偶者同行休業の申請の手続）

**第6条の12** 職員は、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（第4号様式の14）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請の手続）

**第6条の13** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第4号様式の13の次に次の1様式を加える。

**第4号様式の14**（第6条の12、第6条の13関係）

配偶者同行休業承認申請書		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
申請に係る配偶者	2	氏名
	職	業
	申請時所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の継続する期間 (所在地)	( )
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)	

4 申 請 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
5 延 長 の 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
既に配偶者同行休業を している期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
6 備 考		
申請 年月日 年 月 日 申請者 所 属 職 名 氏 名		年 月 日 ----- ----- ----- ㊟
沖縄県知事 殿 上記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。		

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

**附 則**

この訓令は、平成26年7月29日から施行する。

**企 業 局 事 項**

**沖縄県企業局管理規程第16号**

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月29日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 平 良 敏 昭

**沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第5条の3に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、沖縄県職員の給与に関する条例又は沖縄県職員の退職手当に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例による。

第5条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号級の調整）

**第5条の4** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定による承認を受け配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第5条の規定により沖縄県職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、沖縄県職員の給与に関する条例又は沖縄県職員の退職手当に関する条例の



適用を受ける一般職の職員の例による。

第23条第1項を次のように改める。

給与条例第18条第1項及び第2項の管理者が定める勤務1時間当たりの給与額とは、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額をいう。

第23条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 給与条例第18条第3項の管理者が定める勤務1時間当たりの給与額とは、給料月額並びに地域手当（給料月額及び管理職手当に対するものに限る。）及び管理職手当並びに初任給調整手当並びに交替制勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

第23条の2を削る。

**附 則**

この規程は、平成26年7月29日から施行する。

**沖縄県企業局管理規程第17号**

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

**沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業局職員服務規程（昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「就業規程第21条第1項に規定する場合及び同条第2項」を「就業規程第21条第1項に規定する場合並びに同条第2項」に、「第2号に規定する場合は、勤務管理システム」を「第1号及び第2号に規定する場合は、勤務管理システム」に、「同条第1項第1号及び第2号」を「同条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の規定により例によることとされる条例第1号」に、「職務専念義務免除申請書（第2号様式）」を「職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）」に、「同項第3号」を「同条第1項第3号」に、「職務専念義務免除承認申請簿（第3号様式）」を「職務専念義務免除承認申請書（第3号様式）」に改め、同条第2号中「就業規程第21条第2項の規定により例によることとされる条例第1号及び」を削る。

第6条の11の次に次の2条を加える。

（配偶者同行休業の申請の手続）

**第6条の12** 職員は、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（第4号様式の14）に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請の手続）

**第6条の13** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第13条中「前5条」を「前6条」に改める。

第4号様式の13の次に次の1様式を加える。

**第4号様式の14**（第6条の12、第6条の13関係）

配偶者同行休業承認申請書		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏名	
申	職 業	

請 に 係 る 配 偶 者	申請時所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先 の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の継続 する期間 (所在地)	( )
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業を している期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	
沖縄県公営企業管理者 殿 申請者 所属 職 名 氏 名		申 請 年月日 年 月 日 申請者 所 属 職 名 氏 名
上記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長		を申請します。 氏 名

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

**附 則**

この規程は、平成26年7月29日から施行する。

**病院事業局事項**

**沖縄県病院事業局管理規程第7号**

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者同行休業の申請の手続）

**第11条の4** 職員は、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（第14号様式の3）に関係書類を添え、所属長を経て局長に提出しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請の手続）

**第11条の5** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第14号様式の2の次に次の1様式を加える。

**第14号様式の3**（第11条の4、第11条の5関係）

配偶者同行休業承認申請書	
1	申請の区分 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2 申請に係る配偶者	氏名
	職 業
	申請時所属先の名称 （所在地）
	外国滞在事由
配偶者	外国滞在中の所属先の名称 （所在地）
	外国滞在事由の継続する期間 （所在地）
	3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考	既に配偶者同行休業をしている期間
	年 月 日から 年 月 日まで

申請年月日	年 月 日
申請者 所属	-----
職 名	-----
氏 名	----- (印)

沖縄県病院事業管理者病院事業局長 殿

上記のとおり 配偶者同行休業 期間の延長 を申請します。

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

**附 則**

この規程は、平成26年7月29日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第8号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月29日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 伊 江 朝 次

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

**第6条の3** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条（同条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受け配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第5条の規定により県職員給与条例、現業職員給与条例又は任期付職員採用条例の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、県職員給与条例又は退職手当条例の規定の適用を受ける職員の例による。
- 第18条第1項中「及び第17条」を「、第17条及び第17条の3」に改める。

**附 則**

この規程は、平成26年7月29日から施行する。

**教育委員会事項**

**沖縄県教育委員会訓令第9号**

教 育 庁  
教 育 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月29日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

**職員服務規程の一部を改正する訓令**

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**沖縄県教育委員会職員服務規程**

第1条中「属する」の次に「一般職の」を加え、「（以下「職員」という。）」を「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第9条の2の見出しを「（事件・事故報告）」に改め、同条第1項中「事故」を「重大な事件・事故」に改め、同条第2項中「事故の」を削り、「事故報告書（第8号様式）」を「事件・事故報告書（第8号様式）」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

職員は、出張を命ぜられた場合は、出発に際し、上司の指示を受けなければならない。

第10条条第2項中「電報、電話等で」を削り、「速やかに」の次に「上司に」を加え、「上司の」を「その」に改める。

第12条第3項中「第2項」を「第1項（年次休暇を除く。）」に改める。

第16条の19の次に次の2条を加える。

（配偶者同行休業の申請の手続）

**第16条の20** 職員は、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定に基づき、配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（第24号様式の16）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請の手続）

**第16条の21** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第8号様式を次のように改める。

**第8号様式（第9条の2関係）**

事 件 ・ 事 故 報 告 書	
	年 月 日
殿	所 属 職 名 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
次のとおり <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">⎓</span> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin: 0 5px;">           所属職員に 職務に関し         </div> 事件・事故が起こったので報告します。	
1 事件・事故者の職・氏名 2 事件・事故発生の日時、場所等 3 事件・事故の内容	

第24号様式の15の次に次の1様式を加える。

**第24号様式の16（第16条の20関係）**

配偶者同行休業承認申請書	
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）

申請に係る配偶者	2 氏 名	
	職 業	
	申請時所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の継続する期間 (所在地)	( )
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)		
4 申 請 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
5 延 長 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備 考		
沖縄県教育委員会教育長 殿 上記のとおり 配偶者同行休業期間の延長 を申請します。		申 請 年月日 年 月 日 申請者 所 属 職 名 氏 名

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

**附 則**

(施行期日)

- この訓令は、平成26年7月29日から施行する。  
(教育庁文書管理規程の一部改正)
- 教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第26条中「職員服務規程」を「沖縄県教育委員会職員服務規程」に改める。

## 人事委員会事項

配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第17号

#### 配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき、職員の配偶者同行休業の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

**第2条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

**第3条** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

**第4条** 配偶者同行休業をしている職員は、条例第8条の規定によるほか、配偶者同行休業に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(昇給日)

**第5条** 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）第32条に規定する昇給日とする。

(雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年 7月29日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

### 沖縄県人事委員会規則第18号

#### 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第28条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの  
第37条第1項に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第9条に規定する任期を定めて採用される職

(通勤手当に関する規則の一部改正)

**第2条** 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第3号中「自己啓発等休業をし」の次に「、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をし」を加える。

第19条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をし」を加える。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

**第3条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定により承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

第6条第2項第2号中「及び同条第9号」を「、同条第9号に掲げる職員及び同条第10号」に改める。

第8条第2号中「及び第9号」を削り、同条第5号中「又は第9号」を「、第9号又は第10号」に改める。

第12条第2項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定による承認を受けて勤務しなかつた期間（給料等の支給に関する規則の一部改正）

**第4条** 給料等の支給に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第3条第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をし」を加える。

（育児休業等に関する規則の一部改正）

**第5条** 育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5号まで」の次に「、第9号又は第10号」を加える。

（沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

**第6条** 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「又は沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第10条」を「、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第10条又は沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第10条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--